

6 国税の取り扱いとの主な違い

国税（法人税・所得税）の取り扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取り扱いとの主な違いは次の表のとおりです。

項 目	国 税 の 取 り 扱 い (法人税・所得税)	地 方 税 の 取 り 扱 い (固定資産税（償却資産）の評価額)
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成 19 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成 28 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物及び構築物・建物附属設備 については定額法）	定率法のみ 『固定資産評価基準』*に定める減価 率によります。 （9 ページ減価残存率表をご参照ください。） 【参考】 平成 19 年度政府税制調査会「平成 19 年度の 税制改正に関する答申」（18.12.1）(抄) 「固定資産税における償却資産については、資 産課税として、課税対象の資産価値を評価する ために減価を行っているものであり、<u>法人税の</u> <u>減価償却とは趣旨が異なる。</u>」
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧 縮 記 帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 即時償却 （租税特別措置法）	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）	取得価額の 100 分の 5
中小企業者等の 少額資産の 損金算入の特例 （租税特別措置法）	認められます。	金額にかかわらず、認められません。

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

<参考> 取得価額における消費税の取り扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いの例によって算定します。したがって、次の通り取り扱うこととなります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方法	償却資産の取得価額における消費税の取り扱い
免税事業者	税込み経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜き経理方式	取得価額に含めない
	税込み経理方式	取得価額に含める

7 よくある質問 (Q&A)

Q 耐用年数を経過し、減価償却が終わった償却資産についても申告が必要ですか。

A 耐用年数を経過し、減価償却が終わった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限りは、償却資産に該当しますので申告が必要です。なお、償却資産の評価額の最低限度は取得額の5%です。

Q 現在、使用していない事業用資産も申告は必要ですか。

A 一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用に所有され、使用できる状態であれば申告対象となります。ただし、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるものについては、償却資産に該当しません。

Q 福利厚生施設にある償却資産の申告は必要ですか。

A 申告は必要です。事業の用に直接供しないであろう資産(例：医療施設・食堂施設・寄宿舎・娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産等)であっても、企業として間接的に事業の用に供するものと認められますので償却資産の対象となります。

Q 申告内容に誤っている箇所がありました。どうすればよいですか。

A 修正申告をお願いします。通常ご提出いただいている申告書と同様に、修正後の数値等を記載し、余白に『修正申告』と明記してください。

Q 昨年中に廃業（解散・町外転出）しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告は必要です。廃業された旨を申告書の備考欄に記載し、資産減少の申告をお願いします。

Q 年の途中で廃業した場合、固定資産税（償却資産）はかからなくなりますか。

A 固定資産税は、土地、家屋、償却資産のすべてについて、毎年賦課期日（1月1日）に所有している方に当該年分が課税されます。そのため、年の途中で廃業により資産が減少しても、その年の固定資産税は全額お支払いをお願いします。

Q 償却資産の申告をしましたが、納税通知書が届きません。どうしてですか。

A 納税通知書は、課税が発生している方に送付されるものです。納税通知書が届かないということは、固定資産税（土地・家屋・償却資産）の課税標準額が課税される金額に達していないことが考えられます。

Q 工事現場や作業現場の移動に伴って所在が移動する資産は、どこの市町村に申告すればいいですか。

A 所在が転々と移動する資産については原則、その主たる定置場が所在する市町村が課税団体となります。主たる定置場とは、その資産が通常定置される本拠地や、長期間の工事等で相当の期間所在する場所をいい、単に賦課期日現在の資産の所在地をいうものではありません。

Q 毎年、税務署へは確定申告をしていますが、町へも申告する必要があるのですか。

A 町への申告も必要です。税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算のためのもので、町への申告は固定資産税（町税）の計算に必要なものです。また、国税と町税では償却資産についての取り扱いが異なる部分もあります。

(1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記載方法

昭和5年

令和 5年 1月 15日
山北町長 殿

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※ 所有權者 江 上

12345X(町付番コードが分かれは記載してください)

-14-

<1 住所>

法人の場合は本店の所在地又は納税通知書送達先及び電話番号を記載してください。また、住所にビル名等の方書きがある場合は方書き部分にふりがなをつけてください。

<2 氏名>

償却資産を共有されている方は「代表者 外○名」という共有名義で記入してください。あわせて、申告書右下にある「18 備考」に共有者全員の住所及び氏名を記載してください。

<3 個人番号又は法人番号>

個人の方は12桁の個人番号(マイナンバー)を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有している方は記載不要です。

<4 事業種目>

事業の内容を具体的に記載してください。
事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください

<5 事業開始年月>

個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。

<6 この申告に応答する者の係及び氏名>

申告書の内容について問い合わせ先となる担当部署、氏名、電話番号を記載してください。
なお、<7 税理士等の氏名>が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

<7 税理士等の氏名>

税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。
税務代理をする際の提出書類

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として、税務代理権限証書をご提出ください。

<8~14 短縮耐用年数の承認等>

各項目の有無について、該当する方を○で囲んでください。

<15 市区町村内における事業所等資産の所在地>

<1 住所>と資産所在地が同一の場合も含めて、町内にある全ての資産所在地を記載してください。ただし、資産所在地が<1 住所>のみの場合は、記載不要です。

<16 借用資産>

借用資産(リース資産、レンタル資産)の有無について、該当する方を○で囲んでください。また、借用資産がある場合は、貸主の名称、住所等を記載してください。

<17 事業所用家屋の所有区分>

該当する方を○で囲んでください。
事業用家屋がある場合は、<15 市区町村内における事業所等資産の所在地>欄の該当番号を記載してください。

<18 備考(添付書類等)>

次のような事項を記載してください。書ききれない場合は、別の用紙(任意様式)に記載してください。

ア 住所、氏名等に異動があった場合は、異動事由(商号変更等)、異動年月日、旧住所、旧氏名等参考になる事項

イ 合併があった場合は、合併日、合併法人名、被合併法人名等

ウ 非課税資産、課税標準の特例適用資産、減免該当資産を所有されている場合は、その根拠規定(例:法附15②1)

エ 「短縮耐用年数の短縮の承認通知書の写し」、「増加償却の届出書の写し」等、添付した書類の名称
オ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名

カ 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名(個人番号又は法人番号の記載は不要)

例:河村太郎 外1名の場合

河村花子(山北町山北1301)

キ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

※償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」等の付記をお願いします。

<取得価額>

前年前に取得したもの(イ)

昨年までの申告に基づき、取得価額を記載してください。

前年中に減少したもの(ロ)

(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。

前年中に取得したもの(ハ)

今回新たに申告いただく資産の取得価額を記載してください。

※ 申告漏れや、移動により受け入れた資産については、(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

◎令和4年1月2日から令和5年1月1日までに取得した資産を記載してください。また、令和4年1月1日以前に取得した資産で、申告する必要のある資産を記載してください。

◎山北町に初めて申告される方は、令和5年1月1日現在所有している全ての資産を記載してください。

第二十六号様式別表一（提出用）

A 令和 5 年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 所有者コード ※		所有者名		1 枚のうち							
B 12345X		山北建設（株）		H 1 枚目							
資産の種類	資産コード	C 資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	(D) 減価償却率	価額	課税標準額	増加事由	摘要
行番号			量	年 月	額	数					I
01		アスファルト舗装	1	5 3 6	1650000	10					
02		BS36型テレビ	1	4 28 11	375900	6					申告あり
03		ノートパソコン (PCV3)	1	5 3 4	100000	4					中古品取得
04		複写機	1	5 3 12	600000	5					1月1日取得
05		レーザー搭載型ドローン	1	5 3 7	800000	5					特例64
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小 計			5		3525900						

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

＜A 令和 年度＞

今回の申告では「5」と記載してください。

＜B 資産の種類＞

資産の種類に記載する数字は、次の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物・建物附属設備
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜C 資産の名称等＞

JIS基本漢字等以外の文字を使用されていた場合、類似の文字に置き換えて登録することがあります。

＜D 取得年月＞

資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日に取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

元号については、次の例を参考に記載してください。

例：令和元年⇒R1、令1（令和1）、51

平成31年⇒H31、平31（平成31）、431

※ 数字での元号表記：令和＝5、平成＝4、昭和＝3

＜E 取得価額＞

資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（付帯費用を含む）を記載してください。併せて、次の点にご留意ください。

ア 圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

イ 事業用と非事業用の両方で使用する資産は、その資産の取得価額全額を記載してください。（事業専有割合による取得価額のあん分は固定資産税の評価上、認められていません。）

ウ 店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載してください。

＜F 耐用年数＞

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載してください。

＜G 枚のうち 枚目＞

種類別明細書（増加資産・全資産用）のページを記載してください。

＜H 増加事由＞

資産を取得した事由については、該当する番号を選択してください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受け入れ
4	その他

＜I 摘要＞

当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記載してください。

- ア 資産の申告もれがあった場合は、その旨の表示（例：申告もれ）
- イ 課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項（例：特349の3①）
- ウ 他の市区町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月（例：R1. 6小田原市）
- エ 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示（例：短縮）
- オ 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示（例：中古）
- カ 増加償却を行っている資産については、その旨の表示（例：増加償却）
- キ 耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示（例：H20改正前10年）
- ク その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書 (減少資産用) の記載方法

◎令和4年1月2日から令和5年1月1日までに移動 (減少又は修正) した資産について記載してください。
なお、資産が印字された「種類別明細書」が同封されている方は、そちらを訂正して提出していただくこともできます。

第二十六号様式別表二 (提出用)

令和 5 年度

※	所有者コード	※
b	12345X	

種類別明細書 (減少資産用)

※		所有者コード		※	
b		12345X		b	
所有者コード		資産の種類		資産の名称等	
12345X		1567		コンプレッサー	
1234		1234		油圧シヨベル	
123		123		コンクリートカッター	
6012		6012		事務室用壁掛けエアコン(RAC30型)	

9 業種別の主な償却資産

償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業 種	資 産 の 名 称
共 通	駐車場設備、舗装路面、門・塀・緑化施設等の外溝工事、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、給排水設備、中央監視装置、受変電設備、自家発電設備、パソコン、LAN設備、レジスター、POSシステム、電話・FAX機、壁掛けエアコン、応接セット、金庫、キャビネット、事務机・椅子、内装・内部造作・建築、物置（基礎のないもの）等
ホテル・旅館業・入浴施設	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、庭園（植栽）、露天風呂、四阿、独立キャノピー、カラオケ機器、照明設備、接客用備品、温泉循環施設、温泉用配管施設等
飲 食 店	接客用家具・備品、厨房設備、冷凍・冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、放送設備、日よけ等
不動産貸付業・駐車場業	敷地舗装、駐車場の機械装置、自転車置き場、ごみ置き場、太陽光パネル等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、ポータブル発電機、ポンプ等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、自動販売機、日よけ等
理容・美容業	パーマ器、タオル蒸器、理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	各種医療機器（ベッド、分娩台、電気血圧計、保育器、レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、各種検査機器等）、各種事務機器、待合室椅子等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明設備、コンプレッサー等
売 電 業	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー）、フェンス等 ※太陽光パネルは、仕上材の場合、家屋として取り扱います。
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
木 工 業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
農 林 業	ビニールハウス（固定資産税上家屋として評価されないもの）、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、モノレール、果樹棚、製茶設備、温室管理装置、乾燥機、その他農業用機器等
畜 産 業	牛舎・鶏舎・豚舎等の畜舎（固定資産税上家屋として評価されないもの）、集乳設備、サイロ（金属造）等
※法人税を計算するための税務会計と固定資産税の計算にはいくつかの相違があり、税務会計上では家屋とひとくくりになっていても、建築設備や外構工事のように固定資産税の家屋に含められない資産は、償却資産の申告対象となります。（4 ページ＜償却資産と家屋の区分表＞もご覧ください。	

参考資料

償却資産の範囲

○土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産

①「事業の用に供する」とは

- ・「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とするものである必要はない。
- ・「事業の用に供する」とは、その本来業務に直接使用するもののみならず、その事業について直接であると間接であるとを問わず使用される資産で税務会計上減価償却できるものであれば、償却資産として課税客体となる。

→ 企業の福利厚生施設(医療施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等)等

②「事業の用に供することができる」とは

- ・「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にあれば足りる。

【遊休・未稼働資産】→ いつでも稼働し得る状態にあるものは課税客体となる。

【用途廃止資産】→ 解体等されていないだけで、今後も使用されないものは課税客体とはならない。

○法人税法等における減価償却資産

①減価償却額又は減価償却費等の意味

固定資産税の課税客体である償却資産は、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上「損金又は必要な経費に算入されるもの」でなければならない。

②「損金又は必要な経費に算入されるもの」とは

その減価償却費が現に損金又は必要な経費に算入されない資産であっても、本来損金又は必要な経費に算入されるべき性格のものであれば課税客体となる。

→ 簿外資産、償却済資産、建設仮勘定中の資産で事業の用に供している資産等

※無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の種類別の課税客体である自動車及び軽自動車は除く。

償却資産と家屋の区分

償却資産とは、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産」

→ 一般的には、社会通念上「家屋」に該当するか否かを判断

不動産登記事務取扱手続準則

(建物認定の基準)

第77条 建物の認定に当たっては、次の例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定するものとする。

一 建物として取り扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限る。
- イ 野球場又は競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限る。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物
- エ 地下停車場、地下駐車場又は地下街の建造物
- オ 園芸又は農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。

二 建物として取り扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク又は給水タンク
- イ 機械上に建設した建造物。ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものを除く。
- エ アーケード付街路(公衆用道路上に屋根覆いを施した部分)
- オ 容易に運搬することができる切符売場又は入場券売場等

なお、事業のために使用されている家屋であってその家屋の全部又は一部がそれに付設する構築物とその区分が明瞭でなく、その所有者の資産区分においても構築物として経理されているものについては、その区分の不明確な部分を償却資産として取り扱うことが適当であるとされている(取扱通知第3章第1節三)。

建物附属設備（建築設備）について

固定資産評価基準第2章第1節

一～六 略

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつて、家屋の効用を高めるものについては、家屋に含めて評価するものとする。

◆平成12年1月28日付け自治評第5号自治省税務局資産評価室長通知
「家屋の建築設備の評価上の取扱いについて」より

○「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっている」ことの要件

- ア 家屋の評価に含める建築設備は、当該家屋の特定の場所に固定されているものであること。
- イ 壁仕上げ、天井仕上げ、床仕上げ等の裏側に取り付けられているものは、家屋に含めるものであること。
- ウ 屋外に設置された配線・配管及び家屋から独立して設置された設備は家屋と構造上一体となっているものではないので、家屋に含めないものであること。
- エ 屋外に設置された設備であっても、配線、配管等により屋内の機器と一体となって一式の建築設備としての効用を発揮しているものについては、当該一式の建築設備について、家屋に含めるか否かを判定するものであること。
- オ 消耗品に属するものは、家屋に含めないものであること。

○「家屋の効用を高めるもの」の要件

当該建設設備を家屋に設置することにより、「家屋自体の利便性」が高まるものをいうものである。

特殊な場合の納税義務者（償却資産）

1 所有権留保付売買資産の納税義務者

所有権留保付売買資産の所有権は本来売主に留保されるが、売主及び買主の共有物とみなされ（法342③）、売主及び買主が連帯納税義務を負う（法10の2①）。

ただし、実務上、社会の納税意識に合致するよう、原則として、買主に対して課税する（取扱通知第3章第1節十）

2 リース資産の納税義務者

リース資産は、原則としてリース会社が納税義務者となる。

ただし、ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リースとして扱う場合（リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引の場合）は、所有権の移転は当初から決まっており、実質的に所有権は賃借人にあるため、賃借人は連帯納税義務を負う。この場合、実務上、賃借人（実質的な買主）に対して課税する。

3 譲渡条件がある信託の引受をした償却資産の納税義務者

信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）が信託の引受けをした償却資産で、その信託行為の定めるところにしたがって、その信託会社が第三者に譲渡することを条件としてその第三者に賃貸し、かつ、その第三者がこれを事業の用に供しているものについては、その第三者を所有者とみなす（法343⑨、取扱通知第3章第1節十二）。

4 家屋の附帯設備に係る納税義務者

家屋の所有者以外の者が取り付け、付合により家屋の所有者が所有することとなった附帯設備で、当該取り付けた者の事業の用に供することができるものについては、当該取り付けた者を所有者としてみなして課税することができる。（法343⑩）なお、この場合において当該取り付けた者に対して課税するためには、その旨を市町村の条例に定める必要がある。

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認について

1. マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

償却資産申告書(償却資産課税台帳)「3 個人番号又は法人番号」欄に、個人(個人事業主含む)の方は12桁の個人番号を、法人は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

2. 本人確認の方法

個人番号を記載した申告書を窓口又は郵送で提出していただく場合、なりすまし行為を防ぐため、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」16条に基づいた本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

本人確認では番号確認、身元確認及び代理権確認を実施いたします。下の表に記載の各確認事項につき、必要書類の写しのご提出をお願いします。なお、電子申告(電子証明書により本人確認を実施)及び法人番号を記載して申告する場合は、本人確認書類は不要です。

●本人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
番号確認	個人番号カード(裏面), 通知カード, 個人番号が記載された住民票の写し 等
身元確認	個人番号カード(表面), 運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明書 ※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は2点

●代理人が申告書を提出する場合

確認事項	必要書類(いずれか1点)
本人の番号確認	本人の個人番号カード(裏面), 本人の通知カード, 本人の個人番号が記載された住民票の写し 等
代理人の身元確認	代理人の個人番号カード(表面), 代理人の運転免許証やパスポートなど顔写真付きの身分証明書 ※健康保険証や年金手帳など顔写真のない身分証明書の場合は2点 代理人の税理士証票 等
代理権の確認	委任状, 税務代理権限証書 等 ※必ず原本をご提出ください(写し不可)。

町税の納税は、口座振替で!

口座振替納税は、指定した金融機関の口座から、納期限の日自動的に引き落としとして納税できる便利な制度です。一度申し込みをすると毎年継続され、納め忘れる心配がありません。ぜひ口座振替納税をご活用ください。

【口座振替納税のできる金融機関】

横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・中央労働金庫・かながわ西湘農協・ゆうちょ銀行

【手続する場所】

町民税務課(郵送での手続きも可能です。詳しくはお問合せください。)

山北町内の金融機関

【手続きに必要なもの】

振替を希望する金融機関の預金通帳・お届け印

↓切り取って封筒の宛名にご使用ください。

〒258-0195
神奈川県足柄上郡
山北町山北1301番地4

山北町役場 町民税務課税務班
償却資産担当 行

令和5年 償却資産(固定資産税)申告の手引

令和4年12月発行

編集・発行 山北町町民税務課税務班

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北1301番地4

電話 0465 (75) 3641 (直通)

E-mail chomin-zeimu@town.yamakita.kanagawa.jp